

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総務企画局政策課）

制 度 名	公募投資信託等の内外二重課税の調整											
税 目	所得税、法人税											
要 望 の 内 容	<p>公募投資信託等を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できるようにするなど、内外二重課税の調整措置を講じること。</p> <table border="1" data-bbox="874 846 1490 1016"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>内外二重課税の調整を図ることにより、多様な資金運用方法の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税が行われる（外国税）。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、現在、上記の外国税を控除する仕組みがないため、内外二重課税となっている。</p> <p>諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できるなど、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところであり、我が国においても、現行の内外二重課税の調整措置を見直し、できる限り効率的・効果的に二重課税を排除できる仕組みを設けることが必要である。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—3. 市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	公募投資信託等の内外二重課税の調整
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	政策目標と同様
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	内外二重課税の調整措置（外国税額控除）の対象となる者に適用される見込みである。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、内外二重課税の状態が排除されると見込まれ、海外投資の環境整備が図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	内外二重課税の調整（外国税額控除）方法の見直しを行うものであり、租税特別措置によることが妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度からの継続要望である。	